平成２１年（ヒ）第２６号
福岡市中央区草香江１丁目７番16号
清算株式会社　株式会社ファームジャパン
代表清算人　山下　慎滋
1　決定年月日　平成21年11月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第３号
千葉県木更津市文京５丁目７番６号
清算株式会社　株式会社ステップステップ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（ヒ）第２０８３号
東京都渋谷区広尾１丁目１番39号
清算株式会社　株式会社Ｌｉｂｏｔｅ　Ｉｎｔｅｒｎａｔｉｏｎａｌ
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０３８号
東京都港区芝４丁目５番12号
清算株式会社　日本アクロス株式会社
代表清算人　松本　　猛
1　決定年月日　平成21年11月５日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の5.5%の金員を弁済する。
2　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社が資産の回収ができたときは、清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第２０８２号
東京都中央区京橋１丁目14番５号土屋ビル３階
清算株式会社　ワジマコーポレーション株式会社
代表清算人　番川　能和
1　決定年月日　平成21年10月30日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　略称
本協定においては、次のとおり用語を略称する。
①　ワジマコーポレーション株式会社
（略称）清算株式会社
②　別表「弁済予定表」
（略称）別表
③　別表「債権者名」欄記載の各債権者
（略称）債権者
④　平成21年８月25日（特別清算手続開始決定日）
（略称）基準日
⑤　別表「債権元本額」欄記載の各金額
（略称）債権元本額
2　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、基準日までの原因に基づいて発生した債権（以下「特別清算債権」という。）とする。
3　端数の処理
権利の変更の結果生ずる１円未満の端数は四捨五入する。
4　弁済の場所
本協定における弁済は、債権者の指定する銀行口座宛振り込む方法により実施する。但し、振込手数料は債権者の負担とする。
5　債権の合算・債権者の変更
本協定による権利の変更・弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者毎に全ての債権を合算してひとつの債権とみなし、弁済額を決定する。
なお、基準日以降に債権の譲渡等により債権者に変更があっても、当該変更前の債権者の債権を基準として弁済額を算定する。
第２　一般債権
1　定義
本協定における一般債権とは、特別清算債権のうち、清算株式会社所有の不動産、その他の資産について、担保権（特別の先取特権、質権、抵当権、根抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、基準日までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲の債権に該当しない特別清算債権をいう。
2　債権債務の確認
債権者と清算株式会社とは、債権者が清算株式会社に対し本日現在有している債権元本額の総額が、別表「債権総額」欄記載の各金額（以下「本件債権」という。）であることを相互に確認する。
3　一般債権の弁済
⑴　第１回弁済
①　一般債権に対する第１回弁済は、債権元本額を基準として行う。
②　債権者は、一般債権につき、以下の定めによる権利の変更を受けて、第１回弁済を受ける。
㋐　弁済額
一般債権に対する第１回弁済は、別表「弁済予定額」欄の「合計」欄記載の金額を基に、債権者の債権元本額にて按分した金額を㋑記載の方法により支払う。
その金額は、別表「弁済予定額」欄記載のとおりである。
㋑　弁済の方法
清算株式会社は、債権者に対し、本協定案に対する特別清算裁判所の認可決定確定の日から10営業日以内に、第１回弁済額を弁済する。
⑵　追加弁済
清算株式会社は、債権者に対し、第１回弁済並びに後記第４共益的債権及び優先債権の弁済が完了したときから１か月以内に、第１回弁済並びに優先・共益債権の弁済後存在する残余資金を原資として、追加弁済する。
第３　債権放棄等
1　債権元本等
債権者は、清算株式会社に対し、第１回弁済時、本件債権から別表「弁済予定額」欄記載の金額を控除した残余の債権を放棄し、清算株式会社は、その債務の免除を受ける。
債権者が、上記のとおり放棄する本件債権の金額は、別表「債権放棄予定額」欄記載のとおりである。
2　利息・損害金
債権者は、別表「債権元本額」欄記載の元本に対する利息・損害金等の一切を放棄し、清算株式会社はその債務の免除を受ける。
3　前記第２の３⑵に基づき、清算株式会社が債権者に追加弁済する場合は、同追加弁済の限度で既になされた債権放棄は遡ってその効力を失う。
第４　共益的及び優先的債権の弁済
清算株式会社は、債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することを得べき請求権、裁判所から支払いの許可を受けた債権及び労働債権は随時に弁済する。
以上
（別表省略）
東京地方裁判所民事第８部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第１号
長崎県諫早市多良見町市布1172番地１
再生債務者　株式会社オーケーエンタープライズ
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年11月２日　　長崎地方裁判所民事部

監督命令

平成２１年（再）第２号
釧路市大楽毛154番地397
再生債務者　株式会社ウオシンフーズ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　北海道釧路市宮本１丁目３番11号　弁護士法人笠井・伊藤法律事務所　弁護士　笠井　真一
平成21年11月２日　　釧路地方裁判所民事部